

既存ダムの洪水調節機能強化（事前放流等）について

1 概要

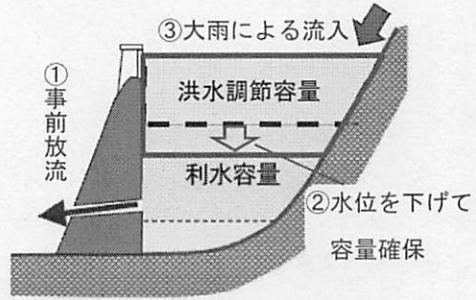
- ・近年、ダムの異常洪水時防止操作に関して、関心が高まっているところ
- ・国土交通省は、R2.4月、既存ダムを活用するための「事前放流ガイドライン」を公表し、全国の主な水系（淀川水系を含む）において、出水期までに治水協定を締結することで調整されていた
- ・今般、県内10ダム（土木6、農水4）を含め、河川管理者、ダム管理者、関係利水者間で、事前放流等の協議が整ったため、令和2年5月29日、「淀川水系治水協定」に合意した

(合意内容)

- ・ダムの洪水調節機能強化の推進に向けた協定（案）
- ・治水協定に基づき、操作規定等を変更・作成すること
- ・運用開始後も効果等を確認しながら必要に応じて更なる改善に努めること

(基本的な方針)

- ・既存ダムの洪水調節機能強化のため、事前放流により、一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保
- ・これにより、下流河川での洪水被害の回避・軽減を図る



(各ダム概要)

土木 6ダム	利水者	基準 降雨量 (mm/24h)	洪水調節 可能容量 (万m ³)	水位低下量 (m)	既存洪水 調節容量 (万m ³)
余呉湖ダム	—	251	440	-2.5	200
日野川ダム	—	592	30	-2.3	92
石田川ダム	—	285	127	-14.1	187
宇曽川ダム	—	545	25	-5.0	235
青土ダム	県企業庁、甲賀市	654	250	-8.7	410
姉川ダム	いぶき水力発電	815	180	-14.4	470

※基準降雨量：既存洪水調節容量を使い切る規模の降雨であり、降雨量がこの雨量を超えると予想された場合に事前放流を行う。

※洪水調節可能容量：事前放流により確保できる最大水量であり、この容量の範囲内で、予測降雨量に応じ既存洪水調節容量で不足する水量を事前に放流する

2 今後の対応について

(1) 実施要領の作成

- ・利水者や近傍ダム、下流河川状況など調整を行い、事前放流実施要領を作成する。

(2) 運用後の改善等（基準降雨量、洪水調節可能容量）

- ・今後、降雨状況を踏まえた精度の向上や事前放流の運用等について内容の充実を図る

(3) 事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応

- ・ガイドラインをふまえ、損失補填制度を検討していく